

**2024（令和6）年度
東京学芸大学管弦楽団後援会
定期総会議案書**



日 時 2024（令和6）年5月5日（日）14時

会 場 所沢市民文化センター「ミューズ」第2展示室

次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議長選出
4. 議事
 - ①報告事項／事業報告
 - ②報告事項／決算報告・監査報告
 - ③承認事項／役員（案）
 - ④承認事項／事業計画（案）
 - ⑤承認事項／予算（案）
5. 議長解任
6. 閉会のことば

議案第1号（報告事項）

東京学芸大学管弦楽団後援会活動報告

2021年度から2023年度までの活動を別紙のとおり報告する。

2024年（令和6年）5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会

会 長 丸 山 衛

2021～23年度 東京学芸大学管弦楽団後援会活動報告

* 設立総会后、実質活動休止のため、21～23年度分あわせての活動報告

[2021年度]

- ・ 設立総会開催
- ・ 設立総会準備のためコピー用紙を購入し、総会后に後援会角印を作成

[2022年度]

- ・ 庶務会計の事情により定期総会未開催
- ・ 楽団春季・定期演奏会開催にあたり、演奏会プログラムに後援会広告を掲載

[2023年度]

- ・ 庶務会計の事情により定期総会未開催
- ・ 楽団春季・定期演奏会開催にあたり、演奏会プログラムに後援会広告を掲載
- ・ 2024年度定期総会開催に向け、役員会を開催し、後援会HP・通帳作成手続き

上記のとおり報告します。

2024年5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会 会長 丸山 衛
庶務会計 大串 清文

議案第1号（報告事項）

東京学芸大学管弦楽団後援会決算報告

2021年度から2023年度までの決算を別紙のとおり報告する。

2024年（令和6年）5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会

会 長 丸 山 衛

2021～23年度 東京学芸大学管弦楽団後援会決算

* 設立総会后、実質活動休止のため、21～23年度分合計決算

[収入の部]

単位：円

科目	予算額	決算額	増減	備考
会費	0	0	0	設立総会后、実質活動休止につき集金せず (年会費1,000円)
寄付金	250,000	0	▲ 250,000	設立総会后、実質活動休止につき集金せず
諸収入	430,000	424,792	▲ 5,208	廣井先生献花料相当額御寄付 150,000円 100回記念演奏会懇親会余剰金 274,792円
合計	680,000	424,792	▲ 255,208	

[支出の部]

単位：円

科目	予算額	決算額	増減	備考	
運営費	会議費	0	0	0	総会会場使用料等 (支出なし)
	需用費	50,000	13,629	▲ 36,371	コピー用紙購入 467円 後援会角印作成 9,900円 北志賀グランドホテル御礼 3,262円
	計	50,000	13,629	▲ 36,371	
活動費	助成金	300,000	40,000	▲ 260,000	楽団活動助成金(支出なし) 楽団演奏会広告料 @10,000円×4回 22年(春冬)・23年(春冬)
	交流費	0	0	0	後援会会員相互・楽団現役生との交流関連費用 (支出なし)
	計	300,000	40,000	▲ 260,000	
積立金	300,000	0	▲ 300,000	後年度楽団活動助成金原資 (支出なし)	
予備費	30,000	0	▲ 30,000		
合計	680,000	53,629	▲ 626,371		

[収支差引] 残金の 371,163 円は、次年度会計へ繰り越します。

上記のとおり報告します。

2024年5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会 会長 丸山 衛

庶務会計 大串 清文

[会計監査] 通帳・現金・帳簿等を監査したところ、適正であることを報告します。

2024年5月5日 東京学芸大学管弦楽団後援会 会計監査 廣井 由美子

議案第3号（承認事項）

2024年度東京学芸大学管弦楽団後援会役員（案）

今年度の役員について、下記のとおりを提案する。

会 長 丸 山 衛（1980年度・第15回定演卒）

副 会 長 八重樫 美 穂（2020年度・第55回定演卒）

庶務会計 大 串 清 文（1996年度・第31回定演卒）

会計監査 廣 井 由美子（1977年度・第12回定演卒）

2024年（令和6年）5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会

会 長 丸 山 衛

議案第4号（承認事項）

2024年度東京学芸大学管弦楽団後援会事業計画（案）

今年度の事業計画について、下記のとおり提案する。

【目的】

東京学芸大学管弦楽団後援会は、東京学芸大学管弦楽団（以下「楽団」）の活動を支援し、後援会会員相互の親睦並びに後援会会員と楽団現役生との交流を図ることを目的として活動する。

【事業計画】

上記の目的を達成するため、下記の事業を行うものとする。

- （1）楽団の活動支援（楽団への活動助成金の支給）
- （2）親睦・交流活動（後援会会員相互の親睦ならびに後援会会員と楽団現役生との交流）
- （3）その他、目的達成のために必要な活動

【年間計画】

上記の事業計画に係る通年の年間計画は下記のとおりである。

- 5月／楽団春季演奏会・・・定期総会・全体親睦会
- 11月／大学小金井祭・・・後援会・楽団交流会
- 12月／楽団定期演奏会・・・パートまたは学年親睦会

2024年（令和6年）5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会

会 長 丸 山 衛

議案第5号（承認事項）

2024年度東京学芸大学管弦楽団後援会予算（案）

今年度の予算について、別紙のとおり提案する。

2024年（令和6年）5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会

会 長 丸 山 衛

2024年度 東京学芸大学管弦楽団後援会予算（案）

[収入の部]

単位：円

科目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備考
前年度繰越金	0	371,163	371,163	
会費	0	100,000	100,000	年会費1,000円×100名
寄付金	250,000	100,000	▲ 150,000	5,000円×20名
諸収入	430,000	8,837	▲ 421,163	積立金繰入金 0円 雑収入（利息等） 1,000円
合計	680,000	580,000	▲ 100,000	

[支出の部]

単位：円

科目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備考	
運営費	会議費	0	20,000	20,000	総会会場使用料等
	需用費	50,000	30,000	▲ 20,000	後援会HP費用等
	計	50,000	50,000	0	
活動費	助成金	300,000	175,000	▲ 125,000	楽団活動助成金 75,000円（会費収入75%相当） +100,000円（寄付金全額） +0円（諸収入一部充当）
	交流費	0	50,000	50,000	後援会会員・楽団現役生との交流関連費用 （現役生等招待者分、卒団生は参加者実費）
	計	300,000	225,000	▲ 75,000	
積立金	300,000	300,000	0	後年度楽団活動助成金原資	
予備費	30,000	5,000	▲ 25,000		
合計	680,000	580,000	▲ 100,000		

上記のとおり提案します。

2024年5月5日

東京学芸大学管弦楽団後援会 会長 丸山 衛
庶務会計 大串 清文

東京学芸大学管弦楽団後援会規約

2021（令和3）年12月26日設立・制定

2022（令和4）年1月1日適用

（名称）

第1条 本会は、東京学芸大学管弦楽団後援会（以下「後援会」と略）と称する。

（所在地）

第2条 後援会の所在地は、東京学芸大学管弦楽団（東京都小金井市貫井北町4-1-1）に置く。

（目的）

第3条 後援会は、東京学芸大学管弦楽団（以下「楽団」と略）の活動を支援し、後援会会員相互の親睦並びに後援会会員と楽団現役生との交流を図ることを目的とする。

（会員）

第4条 後援会の会員は、後援会の目的に賛同する楽団の卒団生とする。なお、後援会への入退会の方法は、別に細則で定める。

（活動）

第5条 後援会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 後援会総会の開催
- (2) 楽団の活動支援（楽団への活動助成金の支給）
- (3) 親睦・交流活動（後援会会員相互の親睦ならびに後援会会員と楽団現役生との交流）
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な活動

（役員及びその職務）

第6条 後援会に次の役員を置き、その職務はつぎの各号のとおり定める。なお、役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- (1) 会長1名・・・会長は後援会の代表として後援会を総理し、総会を招集する。
- (2) 副会長1名・・・副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務会計1名・・・庶務会計は後援会の庶務を担当し、後援会の予算を執行管理する。
- (4) 会計監査1名・・・会計監査は後援会の会計決算を監査する。

2 役員職務を補佐するため、別に細則で定める職務担当を置くことができる。

（総会・役員会）

第7条 総会は、後援会の最高議決機関として次のとおり開催する。

- (1) 定期総会は年1回（楽団春季演奏会時）、会長がこれを招集する。なお、会員の過半数の求めにより、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (2) 総会は、後援会の運営・活動方針、役員選任・解任、会計報告・予算、規約改正、その他の重要項目を出席者の過半数の承認により附議決定する。なお、総会は全会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- (3) 総会の議長は、会員から互選する。

2 役員会は、会長、副会長及び庶務会計の出席のもと次のとおり開催する。

- (1) 役員会は随時必要に応じ、会長がこれを主催し総理する。
- (2) 役員会は総会の附議事項、規程・細則の制定改廃、後援会の活動に関し協議し、全会一致で決定する。

（会計）

第8条 後援会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 後援会の会費は、年額1,000円とする。なお、会費のうち75%以上を、楽団の活動助成金として毎年度支給するものとする。

3 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

4 後援会の予算は、定期総会において会員の承認を得て決定し、また、その決算は次年度の定期総会に報告しなければならない。

（個人情報）

第9条 後援会の会員の個人情報は、別に定める個人情報管理規程に基づき、厳重に扱うものとする。

（規約改正）

第10条 後援会の規約を改正する場合は、総会の議決を要する。

（委任）

第11条 この規約で定めるものの他、後援会の活動に必要な事項は役員会で別に定める。

附 則

この規約は、2021年（令和3年）東京学芸大学管弦楽団後援会設立総会の議決を経て施行し、2022年（令和4年）1月1日から適用する。

東京学芸大学管弦楽団後援会 個人情報取扱規程

2021（令和3）年12月26日制定

2022（令和4）年 1月 1日適用

東京学芸大学管弦楽団後援会規約第9条の規定に基づき、後援会の個人情報の取扱いについて、下記のとおり定める。

- (1) 個人情報とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものまたは個人識別符号が含まれるものを指す。また、後援会の運営にあつて収集されうる主だった個人情報を、次の各号のとおり定める。
 - ① 氏名
 - ② メールアドレス
 - ③ 電話番号
 - ④ 所属パート
 - ⑤ 現役最後の定期演奏会の回数
- (2) 個人情報は、次の各号に該当する目的の達成に必要な範囲に限定して利用するものとする。
 - ① 定期総会などの事業の開催、並びに会費の集金に伴い、必要な連絡を行うため
 - ② 事業開催時の参加者名簿作成のため
- (3) 個人情報へのアクセスが可能な役職を次の各号のように定める
 - ① 会長
 - ② 副会長
 - ③ 庶務会計
 - ④ 個人情報管理者（別に定める細則の規定に基づく役職で、個人情報管理者は会員の情報を統合管理するとともに、メールの一括送信の権限を有する。）
- (4) 以下の各号に該当する場合を除き、第3項に定められた役職者以外に対しての情報の提供は行わない。
 - ① 後援会が直接運営する事業の運営を補助する場合
ただし、出欠確認等、当日の運営のみに用いることとし、使用された媒体は事業終了後すべて回収するものとする。
 - ② 後援会が直接運営を行わない事業に必要で、かつ、本人の同意がある場合
 - ③ 法令に基づく場合
 - ④ 人の生命・身体または財産の保護に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 個人情報の管理方法については、個人情報管理ポリシーとして別に定める。個人情報管理ポリシーの変更にあたっては、役員会の承認を得るものとする。
- (6) 個人情報の新規登録については、本人の申し出があつた場合、もしくは、本人が事業に参加した場合において行うものとする。
- (7) 個人情報の訂正・追加・利用停止・削除を希望する場合には、個人情報管理者に申し出ることによって後援会が管理している個人情報の修正を行う。ただし、削除を行った場合でも、すでにイベントに参加した場合には参加者情報等の形で残ることがある。

東京学芸大学管弦楽団後援会 細則

2021（令和3）年12月26日制定

2022（令和4）年 1月 1日適用

東京学芸大学管弦楽団後援会規約に基づき、別に定める細則を下記のとおり規定する。

【会員入退会について（規約第4条関係）】

- ① 後援会の会員の入会は、後援会あてEメール、または後援会ホームページ上で入会手続きを行う。
- ② 後援会の会員の退会は、後援会の役員（庶務会計）へその旨を申し出るものとし、退会の時期は、申し出のあった年月日の当該年度末とする。

【会費・寄付金について（規約第8条関係）】

- ① 会費・寄付金は、後援会の指定口座への口座振込みにより納入する。
- ② 会費は、年額1,000円で固定とし、入会手続き完了により発生し、年度途中に入会した場合も月割りは行わず、また、年度途中で退会の申し出をした場合も当該年度の会費は納入する。なお、年度末までに退会の申し出なき場合、翌年度の定期総会前であっても、翌年度の会費は発生する。
- ③ 会費は、5か年度一括で納入できる。ただし、一括納入後に、退会した場合において、会費の返金は行わない。
- ④ 寄付金は、1回の納入の最高額は5,000円とし、1,000円単位で納入できる。
- ⑤ 上記③④の規定により、1回で納入できる会費・寄付金の合算額の最高額は10,000円となる。

【役員を補佐する職務担当について（規約第7条関係）】

役員会の決定に基づき、後援会の会員からつぎの担当（管理者）を募集し配置する。

- ① 個人情報管理者
- ② 金融機関口座管理者
- ③ ホームページ担当
- ④ その他、役員の職務の補佐に必要な担当

【総会後の対応】

- ① 後援会ホームページ開設 <5月>
→現在の楽団ホームページへの掲載でなく、後援会独自に開設
- ② 後援会通帳開設 <5月>
→ゆうちょ銀行のほか、今後、インターネットバンクに口座開設
- ③ 会員募集開始（今年度／寄付金納入受付開始） <6月>
- ④ 会費・寄付金納入受付開始 <6月>

⇒上記の対応のため、役員（庶務会計）を補佐する各担当を会員より募集